

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等」に改める。

第2条の2第1項の表(2)の項中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車通行止め」を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車専用」を「特定小型原動機付自転車・自転車専用」に、「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に改める。

第9条第1項第2号の表原動機付自転車の項故障車等の種類の欄中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第2項第2号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第18条第1項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

「第7章の2 自転車運転者講習」を「第7章の2 特定小型原動機付自転車運転者講習等」に改める。

第28条中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第29の2の納付書を交通総務課長を經由して公安委員会に提出しなければならない。

第28条の2第2項中「前項」を「前2項」に改め、「規定により」の次に「特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習等」という。）に係る」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公安委員会は、前条第1項の納付に基づき特定小型原動機付自転車運転者講習を行った場合は、受講者に別記様式第30の2の終了証書を交付するものとする。

別記様式第29の次に次の1様式を加える。

特定小型原動機付自転車運転者講習手数料納付書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

納付者 住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料を納付します。

講 習 手 数 料			
		(埼玉県収入証紙貼付け欄)	
備 考			

別記様式第30中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様の次に次の1様式を加える。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であるこ
とを証明する。

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

別記様式第31中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

別記様式第31の2を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第28条の2第1項の規定により交付されている別記様式第31の終了証書は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第28条の2第2項の規定により交付された別記様式第31の終了証書とみなす。